

柴監告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した監査の結果について、同条第12項の規定により柴田町教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年8月4日

柴田町監査委員 中山 政喜

柴田町監査委員 我妻 弘国

記

平成26年度定期監査（平成26年度教育関係施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

- (1) 監査の結果の公表年月日 平成26年12月15日（柴監告示第12号）
- (2) 措置通知があった年月日 平成27年7月22日
- (3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>(1) 中学校のプールに関わる課題について</p> <p>中学校3校のうち、船岡中学校では体育の授業で行われる水泳を宮城県仙南総合プールで実施している。</p> <p>水泳に要する費用は、宮城県仙南総合プールを使用する船岡中学校ではプール使用料と送迎用バス料金及び水泳部送迎費用の約97万円、自前のプールを使用する中学校では、水道料・プールろ過料・消毒用薬品代・監視員手当等で、槻木中学校が約109万円、船迫中学校が約74万円を要しており、さらに維持修繕費を加えた分が管理費となる。</p> <p>プールの維持管理には、多大な労力と維持費用を要しており、劣化に伴うプールの改修には新設以上の費用が必要とな</p>	<p>平成27年度から、町内の3中学校すべてで、宮城県仙南総合プールを活用することとした。</p>	<p>教育総務課</p>

<p>ってくる。</p> <p>かつては船岡中学校でも校内にあるプールで授業等を行っていた。屋外にあるため授業を欠席する等の女子生徒もいたようだが、宮城県仙南総合プールで授業を行うようにしたところ出席率が増したといわれている。</p> <p>設備を理由に授業を欠席する生徒が出ないようにするとともに、管理に要する負担（人的・財政的）を軽減する方策を検討していただきたい。</p>		
<p>(2) 朝食をとらずに登校する児童・生徒対策について</p> <p>各学校とも朝食をとらずに登校する児童・生徒が10～20%いることが把握されている。理由は家庭の事情によるものが大半で、体形を気にしている子もいるとのことである。一般的に朝食を抜くと脳が活性しないなどの弊害が言われて久しいが、具体に対策がとられていない。</p> <p>夜型の生活習慣から、睡眠不足や欠食に伴う集中力欠如から授業についていけない児童がいるとの説明もあった。</p> <p>学校が家庭の問題にどこまで関与すべきかの問題はあがあるが、正常な教育環境を整えることと児童・生徒の健全な発育を促進するための対策を講じていただきたい。</p>	<p>10月末および1月末に朝食摂食調査を実施した。小学校では、「あまり食べない」、「まったく食べない」が、4月末6.7%であったが、10月末5.3%、1月末3.1%と改善の傾向が見られた。中学校においては、同様の設問で、4月末に6.7%、10月末に6.6%、1月末に6.7%とあまり変化が見られなかった。今後、学級だよりや学校だよりなどでの啓発や、給食センター栄養士による栄養指導で、朝食を摂ることの重要性を指導するなどの対策を講じていく。</p>	<p>教育総務課</p>
<p>(3) 消防法に関わる設備の改善について</p> <p>大規模改修が完了した槻木小学校で、歪みが生じて密閉しなくなった防火扉が4カ所あった。学校では、火災時も含めた防災対策として避難訓練が行われているが、要となる防火扉が閉じないのでは、児童の避難はもとより消火活動にも支障をきたすことになる。消防法に基づく防火設備であるため早急な対応が求められる。</p>	<p>平成27年度に修繕することとした。</p>	<p>教育総務課</p>

<p>(5) 柴田小学校校舎等の地盤変状について</p> <p>校舎南側の雨水桝周辺が沈下し、幾度となく埋め戻しを行ったり、体育館東側の排水路が変形し浮き上がりが生じているなど、地盤沈下に起因する現象が起きている。体育館側の排水路の変形は、児童の安全に関わることであり早急な対応を行っていただきたい。</p>	<p>学校と緊密に連絡を取り合い土砂の搬入等修繕を実施する。体育館側の排水路については、再調査を実施し、対策を検討する。</p>	<p>教育総務課</p>
--	--	--------------

平成26年度定期監査（平成26年度社会教育施設：財務事務の執行及び財産の管理状況）

(1) 監査の結果の公表年月日 平成27年2月23日（柴監告示第1号）

(2) 措置通知があった年月日 平成27年7月22日

(3) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）	措置を講じた課等
<p>公共施設マネジメントについて</p> <p>公共施設マネジメントは、造られてきた構造物の現況を把握し、管理方針を定めて最少の費用で的確に維持管理を行っていくことにあるが、方針が定まらないことを理由に必要不可欠な維持管理まで制限するものではないと考える。</p> <p>監査を通して感じたのは、「公共施設マネジメントの基になる管理台帳が整備されるのを待つ」という受け身の対応となっているということである。施設管理者等は、修繕の必要性を整理し改善に向けた努力をしていくべきである。</p>	<p>施設ごとに、修繕の優先順位を定め予算措置を行い、修繕工事を実施した。また、緊急的な修繕に対応するため、生涯学習課において緊急修繕の予算措置を行い、緊急の修繕に対応した。</p>	<p>生涯学習課</p>
<p>船迫生涯学習センター</p> <p>・施設の維持管理について</p> <p>駐車場から船迫生涯学習センター建物へ通じる階段のタイルに損傷が数年前から見受けられる。</p> <p>施設は防災拠点と位置付けられており、安全・安心の観点から、手すりの設置等も含め早急に対策を講じる必要がある。</p>	<p>駐車場と玄関を結ぶ階段のタイルは修繕した。</p> <p>階段等の構造物については、改修を行う際に検討したい。</p>	<p>生涯学習課</p>